大通達甲(刑企)第2号 大通達甲(生企)第3号 大通達甲(交企)第2号 大通達甲(備企)第2号 令和3年2月26日 簿冊名 例規(1年)

1 年

保存期間

 期
 事
 部
 長

 生
 活
 安
 全
 部
 長

 交
 通
 部
 長

 警
 備
 部
 長

組織的な捜査管理の徹底について(通達)

組織的な捜査管理については、「組織的な捜査管理の更なる徹底について」(平成28年7月29日付け大通達甲(刑企)第11号、(生企)第16号、(交企)第3号、(備一)第4号)に基づき実施しているところであるが、事件管理総合システムの更新整備に伴い、令和3年3月1日から下記のとおり実施することとしたので、各所属における組織的な捜査管理の徹底を図られたい。

なお、前記通達は、同日付けで廃止する。

記

1 捜査管理の重要性の再認識

事件及び証拠物件の管理については、犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)等の関係法令及び証拠物件の取扱い及び保管要綱(令和3年2月26日付け大通達甲(刑企)第4号ほか別添。以下「証拠物件取扱要綱」という。)等の関係通達に基づき組織的に行わなければならない。

よって、捜査幹部にあっては、こうした捜査管理が厳格かつ適正に行われることが捜査 運営及び捜査指揮の基本となるものであることを再認識し、部下職員に対して、その重要 性について、改めて教養を徹底すること。

2 事件及び証拠物件の確実な把握

捜査管理の出発点は、事件を認知し、又は証拠物件を押収した際に、これらを確実に組織的管理の対象とすることである。

そこで、捜査幹部は、認知した事件を適切に把握した上で、犯罪事件受理簿等への確実

な登載、事件管理総合システムへの登録等を徹底するとともに、証拠物件の保管及び管理 については、証拠物件取扱要綱に基づく具体的な指示を行うことにより、証拠物件保存簿 等への確実な登載及び所定の保管庫等における保管を徹底するなど、事件及び証拠物件を 確実に組織的管理の対象とすること。

3 捜査の進捗状況の組織的管理

捜査を迅速・的確に推進するためには、捜査幹部において、捜査の進捗状況を把握した上で、適時に必要な指揮をする必要がある。

一方で、捜査に具体的な進展がない場合には、捜査担当者から捜査幹部に対する報告が 行われる機会が乏しくなり、組織的管理が不十分となるおそれがある。

そこで、捜査幹部は、捜査状況一覧表、犯罪事件受理簿、事件管理総合システム等を適時確認することで未処理事件の進捗状況を把握し、その後の捜査方針を定めるなどにより捜査の進捗状況の組織的管理を徹底すること。

4 組織的な引継ぎの徹底

(1) 異動時等における確実な引継ぎ

犯罪事件受理簿等への登載によって事件を組織的管理の対象とした場合であっても、 その後の引継ぎが不十分な場合は、結果的に捜査が行われないままとなりかねない。

そこで、捜査主任官指名簿、捜査状況一覧表等を利用した確実な引継ぎを行うこと。

(2) 部門間における確実な引継ぎ

例えば、遺留指掌紋等の現場資料が少年のものと判明した場合において、刑事部門から生活安全部門に対して、組織的な判断がないまま担当者間の連絡しか行われないようなとき等、部門間の事件引継ぎが組織的に行われないときは、結果として捜査管理がなされなくなるおそれがある。

そこで、他部門に事件を引き継ぐ必要が生じた場合は、担当者間のみの引継ぎによることなく、捜査主任官が事件指揮簿等により指揮伺いを行った上で、事件管理総合システムにより引継ぎの登録を行い、捜査書類、証拠物件等を直接引き継ぐなど、責任の所在を明確にした引継ぎを行うこと。

なお、事件管理総合システムにより管理されていない事件については、事件指揮簿、 捜査書類送達管理簿等により確実に引き継ぐこと。

5 適正保管

(1) 所定の場所への保管

事件及び証拠物件が適正に管理されなくなる原因の一つとして、捜査書類、証拠物件等の所定の場所への保管が徹底されないことが考えられる。また、本来当該場所に保管すべきでない書類や物品が蔵置された場合は、保存すべき捜査書類、証拠物件等の誤廃棄又は紛失を招きかねない。

そこで、捜査書類、証拠物件等を所定の保管場所に保管することを徹底するとともに、 平素から、所定の保管場所等以外の場所も含め、環境整備に努めること。

(2) 保管場所の確保等

捜査書類、証拠物件等が所定の保管場所で保管されず、結果として組織的な管理がな されなくなる要因の一つとして、取扱事案、職員数の増加等により相対的に庁舎が狭隘 化し、十分な保管場所が確保できないことが考えられる。

そこで、前記(1)のとおり平素からの環境整備により必要なスペースの確保に努める とともに、捜査書類、証拠物件等の十分な保管場所の確保に努めること。

また、警察署で保管している証拠物件のうち、証拠物件取扱要綱に定める集中管理が 適当と認めるものについては、証拠物件一括保管室での一括管理を検討すること。

6 点検の実施

(1) 点検の徹底

捜査書類、証拠物件等については、定期及び随時に捜査幹部において点検を確実に実施すること。

また、警察本部による業務監察や業務指導の際にもこれらの点検を実施するほか、適宜の時期を選定して捜査書類、証拠物件等の全般を対象とした点検も実施すること。

(2) 点検に際しての留意事項

点検に際しては、捜査書類、証拠物件等の所定の保管場所のみならず、書庫、会議室、 倉庫、車庫等も含め、所定の場所以外に捜査書類、証拠物件等が存在しないかといった 点にも留意の上行うこと。

また、点検に当たっては、被害届等について、受理番号記載の有無を確認することにより、犯罪事件受理簿を作成していない事件の有無を把握するなど、受理した事件が組織的管理の対象となっているかとの観点からも行うようにすること。

(刑事企画課指導係)

(生活安全企画課企画係)

(交通企画課企画係)

(警備企画課企画係)